

山梨県公報

第五百二十二号

令和六年

十二月二日

月 曜 日

目次

- 告示
○道路の区域変更(二件)……………四五五
公 告
○令和六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………四五六
○国土調査の成果の認証(二件)……………四五六

告示

山梨県告示第二百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和六年十二月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十号
- 道路の区域

区間	旧敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲府市白井町字吉間笛吹川右岸堤防敷地先から 甲府市白井町字吉間笛吹川右岸堤防敷地先まで	旧 一〇・七 新 一〇・七	旧 四〇・八 新 四〇・八

山梨県告示第二百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和六年十二月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府精進湖線
- 道路の区域

区間	旧敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲府市落合町字橋場濁川左岸堤防敷地先から 甲府市落合町字橋場濁川左岸堤防敷地先まで	旧 一五・八 新 一五・八	旧 一一・九 新 一一・九

山梨県告示第二百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和六年十二月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 南アルプス公園線
- 道路の区域

区間	旧新の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡早川町高住字切川二九番一地先から南巨摩郡早川町高住字切川一九番四地先まで	旧 二四・二 二六・七	六〇・九	
新	二四・二 三二・六	六〇・九	

公 告

● 令和六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

令和六年十二月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林 甲府地区土砂流出防備保安林 甲府地区保健保安林 甲府地区水源かん養保安林 笛吹川土砂流出防備保安林 笛吹川干害防備保安林 鰍沢地区水源かん養保安林 鰍沢地区土砂流出防備保安林 鰍沢地区干害防備保安林 鰍沢地区保健保安林 韮崎地区水源かん養保安林 韮崎地区土砂流出防備保安林	一、五九五・五五ヘクタール 一八二・五八ヘクタール 三・三六ヘクタール 一、一〇二・七三ヘクタール 一〇六・七八ヘクタール 〇・七二ヘクタール 一、六八四・二五ヘクタール 一五五・一七ヘクタール 八・九〇ヘクタール 一・五六ヘクタール 一、〇九八・八〇ヘクタール 四五八・六八ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

多摩川上流水源かん養保安林 多摩川上流土砂流出防備保安林 相模川中流水源かん養保安林 相模川中流土砂流出防備保安林 相模川上流水源かん養保安林 相模川上流土砂流出防備保安林	七二四・二六ヘクタール 一八・七二ヘクタール 一、〇七二・二九ヘクタール 一四一・六七ヘクタール 一一六・六一ヘクタール 一五九・六七ヘクタール
---	---

● 国土調査の成果の認証
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年十二月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 甲府市
- 二 調査を行った時期 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 甲府市平瀬町及び下帯那町の各一部
- 五 認証年月日 令和六年十一月二十六日

● 国土調査の成果の認証
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年十二月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 甲斐市
- 二 調査を行った時期 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 甲斐市吉沢の一部
- 五 認証年月日 令和六年十一月二十六日